

保護者各位

茨木市 こども育成部
発達支援課**通所受給者証の更新申請時に必要な書類について（お知らせ）**

日ごろから本市児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、障害児通所支援を利用している児童について、通所給付決定の対象であることの確認を定期的に行うため、対象者におかれましては療育が必要であることを確認できる書類のご提出をお願いいたします。

対象者**更新申請時に年長児、小学6年生、中学3年生の児童**

※更新の方全員にお知らせしておりますが、提出が必要な方は対象者のみですので、ご注意ください。

必要な書類（療育が必要であることを確認できる書類）

①～④のいずれか1点のご提出をお願いいたします。（コピー可）

- ① 有効な障害者手帳（身体・療育・精神）
- ② 児童の発達についての診察が可能な医師の診断書、意見書（病院名、医師氏名及び押印のあるもの）
- ③ 発達検査の結果（検査者の所見や意見が記載されているもの）
- ④ 特別児童扶養手当を受給中であることを証明できるもの

※②または③の書類を提出する場合は下記の点にご注意ください。

・療育を必要とする内容が記載されていること。

- ・年長児…申請年度内の書類
- ・小学6年生…小学4年生以降の書類（以前に提出したものではないもの）
- ・中学3年生…中学1年生以降の書類（以前に提出したものではないもの）

確認時期の前年度または年度内で、新規申請による通所給付決定を受けている場合は、新規申請時に提出された書類と同一のものでも差し支えありません。

通所給付決定の対象であることの確認のため、提出された書類の内容によっては、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨木市こども育成部発達支援課
（茨木市役所 南館3階20番窓口）
TEL 072-620-1633